【別紙１】

通所介護はぁとふるプラス（通所介護相当サービス）

第１０条　通常の事業の実施地域の詳細地域

【八尾市】

青山町・明美町・旭ヶ丘・跡部北の町・跡部本町・泉町・植松町・刑部・小畑町・春日町・桂町・上之島町北 1～3 丁目・亀井町・萱振町・北亀井町・北久宝寺・北本町・久宝寺・楠根町・久宝園・光南町・小阪合町・幸町・栄町・桜ケ丘・佐堂町・渋川町・清水町・新家町・神武町・末広町・太子堂・高砂町・高町・高美町・堤町・長池町・中田・西久宝寺・西山本町・東久宝寺・東太子・東本町・光町・福万寺町・福万寺町南・本町・松山町・美園町・緑ヶ丘・南亀井町・南久宝寺・南小阪合町・南本町・宮町・八尾木北・安中町・山賀町・山城町・山本町・山本町北・山本町南・陽光園・龍華町・若草町

※上記以外の地域の方は、都度ご相談させていただきます。